

監査委員告示第 8 号

地方自治法第 199 条の規定に基づく監査結果の公表について

令和 2 年 10 月 30 日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 伊藤 紀味枝

定期監査結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、同条第 1 項及び第 2 項に規定する事務の監査を実施したので、同条第 9 項の規定により下記のとおり公表します。
なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

1 監査執行年月日 令和 2 年 9 月 28 日（月）
午前 11 時 00 分から

2 監査対象部局及び監査の対象

市長直轄組織 人事秘書課

- (1) 令和 2 年度 時間外勤務手当の予算枠について
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る勤務体制について
- (3) 令和 2 年度 会計年度任用職員任用状況等について

追加資料

- ・各課別の令和 2 年 1 月から令和 2 年 3 月の超過勤務実績（時間数、手当額）
- ・やましろ保育園における職員別令和 2 年 2 月及び 3 月の超過勤務時間数実績

マチオモイ部 学研企画課

- (1) RPA 導入事業について
- (2) パソコンの保有状況及び管理状況等について
- (3) 庁内 LAN 維持管理事業について
- (4) 学研まち振興事務事業について

追加資料

- ・パソコンの台数管理状況がわかる資料（令和元年度～平成 29 年度）

・引取りユース・リサイクル証明書

マチオモイ部 農政課

- (1) 京力農場プランの作成状況について（令和2年8月末現在）
- (2) ほ場整備事業の進捗状況について（令和2年8月末現在）
- (3) 農で頑張る協議会の今後について

マチオモイ部 観光商工課

- (1) 特別定額給付金の支給状況について（令和2年8月末時点）
- (2) 当尾地域力創造プランによる取り組み状況について
- (3) きづがわエール商品券配布事業について
- (4) 環（わ）の拠点創出事業計画について

3 監査の方法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において適正に処理されていた。

なお、以下の点について意見を述べる。

【人事秘書課】

時間外勤務手当の予算は前年度の実績を基に積算され、各課の職員数等に応じた予算が枠配分されている。枠配分については、不必要的時間外を抑制できる反面、サービス残業に繋がる恐れもあるため、時間外勤務の徹底した管理を行うとともに、引き続き年360時間を超える恐れのある職員を擁する課に対しては特定の職員に業務が偏らないよう平準化の指導を実施されたい。

今般のコロナ禍において、隔日勤務や分散勤務のほか在宅勤務といった新たな勤務体制が実施された。

未だ新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、いつ府内でクラスターが発生するかわからないため、職員に対しては新たな生活様式を徹底するよう指導するとともに、クラスター発生時の勤務体制の構築の研究も行われたい。

【学研企画課】

R P A導入は職員の作業時間削減を目指し、令和元年度に実証実験が行われ、一定の効果が得られたことから、本年度より本格導入をすることとなつた。削減効果が表れるのは二年ないし三年後とのことであるが、その折には削減効果等のメリットのほか、デメリットも検証し継続すべきか総合的に判断されたい。

今般のコロナ禍において、新たな勤務方法として在宅勤務が実践されたところであるが、コロナ禍の終息が見えない中、府内クラスターの発生を想定した場合、多くの職員が在宅勤務となる可能性もあるため、在宅勤務により市民の個人情報等の漏洩が発生しないよう電算システムの構築を図っていただきたい。また、新たな生活様式として社会全体でキャッシュレス化が進む中、本市としても証明書等の発行に係る手数料のキャッシュレス決済の導入が進められている。これらのシステム導入にあたっての業者選定には競争性が発揮されるようお願いする。

学研まち振興事業で各種協議会に負担金を拠出しているが、負担額に見合う活動状況か常に確認されたい。

最後に平成30年度から実施している情報セキュリティ内部監査については、引き続き監査結果を部長連絡会等で報告するなど、指摘内容を全庁的に通知し、情報資産の保護に努められたい。

【農政課】

木津川市農で頑張る協議会については、地域農業の振興及び地産地消の推進、販売力・ブランド力の強化を図ることを目的に5か年の有期事業として平成28年度に協議会が設立され、地方創生交付金を活用して事業が展開されてきた。

今年度限りで同交付金が終了することとなるが、次年度以降、協議会が自立して運営ができるよう指導されたい。

財務会計行為において、業務委託契約が締結されているものの支出負担行為の手続がなされていないものがあった。「木津川市会計事務規則」に則り、契約締結時には直ちに支出負担行為の手続を行われたい。

【観光商工課】

当尾地域力創造プランについては、プラン策定後3年が経過し、様々な事業が展開されている。今後もパブリックコメントで出された意見を参考に地域住民と共に新たな事業を検討し、当尾地域の魅力を発信して当尾地域の活性化に努められたい。

きづがわエール商品券については、多くの市民が利用するよう周知を行うとともに、利用可能店舗の拡大にも取り組まれたい。

【観光商工課・農政課共通】

今般の新型コロナウイルス感染症により経済活動の急速な縮小に伴い、中小・小規模事業者等を取り巻く環境が極めて厳しい状況に直面し、事業継続が危ぶまれることから、これらの事業者が事業を継続できるよう支援するため、国や地方公共団体で様々な給付金事業が創出されている。

本市においても数種の給付金事業を展開しているところであるが、給付要件等に差が生じないよう関係各課が連携して制度設計するとともに、市内事業者が継続して事業が営め、経済の回復の一助となるような施策を展開されたい。